

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律要綱

(傍線部分は、今回施行期日を定める分)

第一 総則

一 目的

この法律は、特定原動機及び特定特殊自動車について技術上の基準を定め、特定特殊自動車の使用について必要な規制を行うこと等により、特定特殊自動車排出ガスの排出を抑制し、もって大気汚染に
関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とすること。(第一条関係)

二 定義

1 この法律において「特定特殊自動車」とは、道路運送車両法に規定する自動車(運行の用に供するものを除く。)であつて、次に掲げるもの(けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具その他政令で定めるものを除く。)をいうこと。

(1) 道路運送車両法に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車

(2) 建設機械抵当法に規定する建設機械に該当する自動車(①に掲げるものを除く。)その他の政令

で定める自動車

2 この法律において「特定原動機」とは、特定特殊自動車に搭載される原動機及びこれと一体として搭載される装置で主務省令で定めるものをいうこと。

3 この法律において「特定特殊自動車排出ガス」とは、特定特殊自動車の使用に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいうこと。
(第二条関係)

三 国の責務

国は、特定特殊自動車排出ガスの排出の規制に関する国際的な連携の確保、特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制に関する啓発及び知識の普及その他の特定特殊自動車排出ガスによる大気汚染の防止に関する施策を推進するよう努めなければならないものとする。
(第三条関係)

四 事業者及び使用者の責務

1 特定特殊自動車製作等事業者（特定特殊自動車の製作又は輸入（以下「製作等」という。）を業とする者をいう。）は、当該特定特殊自動車の製作等に際して、その製作等に係る特定特殊自動車が使

用されることにより排出される特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚染の防止に資するように努めなければならないこと。

2 特定特殊自動車を使用する者は、特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制のため必要な措置を講ずるよう努めるとともに、国が実施する特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚染の防止に関する施策に協力しなければならないこと。

(第四条関係)

第二 特定原動機の型式指定等

一 特定原動機技術基準

主務大臣は、特定原動機について、主務省令で、特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚染の防止を図るため必要な技術上の基準（以下「特定原動機技術基準」という。）を定めなければならないものとする。

(第五条関係)

二 特定原動機の型式指定

1 主務大臣は、特定原動機製作等事業者（特定特殊自動車の製作等を業とする者をいう。）の申請に

より、特定原動機技術基準に適合し、均一性を有する特定原動機を型式について指定すること。

2 道路運送車両法に規定する特定装置のうち主務省令で定めるものは、同法の規定によりその型式について指定を受けた場合には、型式指定特定原動機とみなすこと。
(第六条関係)

三 特定原動機の表示

1 型式特定原動機に、主務省令で定める表示を付することができること。

2 何人も、1の場合を除き、1の表示と又はこれと紛らわしい表示を付してはならないこと。

(第七条関係)

第三 特定特殊自動車の型式届出等

一 特定特殊自動車技術基準

主務大臣は、特定特殊自動車の特定原動機以外の部分について、主務省令で、特定特殊自動車排出ガスによる大気汚染の防止を図るため必要な技術上の基準（以下「特定特殊自動車技術基準」という。）を定めなければならないものとする事。
(第九条関係)

二 特定特殊自動車の型式届出

特定特殊自動車製作等事業者は、その製作等に係る特定特殊自動車に型式指定特定原動機を搭載し、かつ、当該特定特殊自動車と同一の型式に属する特定特殊自動車のいずれもが特定特殊自動車技術基準に適合するものとなることを確保することができると認めるときは、主務省令で定めるところにより、必要事項を主務大臣に届け出ることができること。

(第十条関係)

三 技術基準適合義務

1 二の届出をした事業者は、二の届出に係る特定特殊自動車の製作等をする場合においては、当該型式届出特定特殊自動車について、特定特殊自動車技術基準に適合するようになければならないこと。

2 届出事業者は、二の届出に係る確認方法に従い、その製作等に係る型式届出特定特殊自動車について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならないこと。

(第十一条関係)

四 特定特殊自動車の表示

1 届出事業者は、型式届出特定特殊自動車について、三の2による義務を履行したときは、当該型式届出特定特殊自動車に基準適合表示を付することができること。

2 特定特殊自動車製作等事業者は、三の2による義務と同等なものとして主務省令で定める道路運送

車両法に基づく命令の規定による義務を履行したときは、基準適合表示を付することができること。

3 特定特殊自動車製作等事業者は、特定特殊自動車排出ガスの排出状況その他の事情を勘案して政令で定める台数以下の同一の型式の特定特殊自動車（以下「少数生産車」という。）の製作等をした場合であつて、主務省令で定める基準に適合するものとして主務省令で定めるところにより主務大臣の承認を受けたときは、当該少数生産車に少数特例表示を付することができること。

4 何人も、1、3により表示を付する場合を除くほか、特定特殊自動車に基準適合表示若しくは少数特例表示又はこれらと紛らわしい表示を付してはならないこと。
（第十二条関係）

五 届出事業者に対する改善命令

主務大臣は、届出事業者が三の1の義務に違反しているときその他型式特定特殊自動車が特定特殊自動車技術基準に適合することを確保するため必要があると認めるときは、当該届出事業者に対し、二の届出に係る確認方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができること。
（第十三条関係）

六 表示の禁止

主務大臣は、同一の型式に属する型式届出特定特殊自動車の全部又は大部分が特定特殊自動車技術基準に適合していないと認めるときは、届出事業者に対し、当該特定特殊自動車の型式に属する特定特殊自動車に基準適合表示を付することを禁止することができる等とすること。
(第十四条関係)

七 特定特殊自動車技術基準に適合しない場合等

同一の型式に属する型式届出特定特殊自動車の全部又は大部分が特定特殊自動車技術基準に適合していないと主務大臣が認めるときは、第四の一の二を適用しないこととすること。
(第十五条関係)

第四 特定特殊自動車の制限等

一 特定特殊自動車の使用の制限

1 特定特殊自動車は、技術基準（特定原動機技術基準及び特定特殊自動車技術基準（第三の四の三の承認を受けた少数生産車にあつては、承認の基準）をいう。以下同じ。）に適合するものでなければ、使用してはならないものとする。ただし、試験研究の目的で使用する場合その他の主務省令で定める場合は、この限りでないこと。

2 | 基準適合表示又は少数特例表示が付された特定特殊自動車は、1の適用については、技術基準に適合するものとみなすこと。

3 | 基準適合表示及び少数特例表示が付されていない特定特殊自動車は、1のただし書の場合を除き、主務省令で定めるところにより、主務大臣の検査を受け、その特定特殊自動車は技術基準に適合していることと認められた後でなければ、使用してはならないこと。
(第十七条関係)

二 | 技術基準適合命令

主務大臣は、特定特殊自動車は技術基準に適合しない状態になったと認めるときは、当該特定特殊自動車の使用者に対し、技術基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ずることができること。
(第十八条関係)

第五 | 登録検査機関

一 | 登録特定原動機検査機関

1 | 主務大臣は、第二の二の事務のうち、当該特定原動機が特定原動機技術基準に適合するかどうかの

検査の実施に関する事務について、主務大臣の登録を受けた者があるときは、その登録検査機関に行わせるものとする。

2 1の検査を行う登録特定原動機検査機関に関し、所要の規定を整備すること。

(第十九条から第二十五条まで関係)

二 登録特定特殊自動車検査機関

1 主務大臣は、第四の一の3の事務のうち、当該特定特殊自動車が技術基準に適合するかどうかの検査の実施に関する事務について、主務大臣の登録を受けた者があるときは、その登録検査機関に行わせるものとする。

2 1の検査を行う登録特定特殊自動車検査機関に関し、所要の規定を整備すること。

(第二十六条・第二十七条関係)

第六 指針

一 主務大臣は、特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るために必要があると認めるときは、特定特

殊自動車を業として使用する者が使用する特定特殊自動車の燃料の種類その他の事項について必要な指針を定め、これを公表するものとする。

二 主務大臣は、特定特殊自動車を業として使用する者に対し、一の指針に即して特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図ることについて指導及び助言を行うことができること。
(第二十八条関係)

第七 雑則

一 主務大臣は、特定原動機の型式指定を受けた者、特定特殊自動車の型式の届出をした者、特定特殊自動車の使用者等に対し、その業務の状況、特定特殊自動車の使用の状況その他必要な事項に関し報告をさせることができること。

二 主務大臣は、その職員に、特定原動機の型式指定を受けた者、特定特殊自動車の型式の届出をした者、特定特殊自動車の使用者等の工場若しくは事業場又は特定特殊自動車の所在すると認められる場所に立ち入り、特定特殊自動車、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができること。

三 手数料その他の所要の規定を整備すること。

(第二十九条から第三十三条まで関係)

第八 罰則について必要な規定を設けること。

(第三十四条から第四十二条まで関係)

第九 施行期日等

一 この法律の施行期日について定めること。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行日前に製作された特定特殊自動車であつて、主務省令で定めるところにより同日前に製作されたものであることを証する書類その他の物件を備え付けているものについては、第四の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、適用しないものとすること。

(附則第二条関係)

三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第三条関係)

四 大気汚染防止法の一部改正その他この法律の施行に伴う関連法律の改正を行うこと。

(附則第四條・第五條關係)